

道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可申請書 記入例

令和 5 年 5 月 1 日

文京区 長 殿

譲渡人 住所 東京都千代田区千代田町1番1号
氏名 千代田 太郎

電話 03 (1111) ****

譲受人 住所 東京都文京区文京町1番1号
氏名 文京 太郎

電話 03 (2222) ****

[法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名、代表者印]

※
代
表
者
印

文京区道路占用規則第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 譲渡・譲受しようとする権利の設定されている場所
文京区 春 日 一 丁目 16 番 21 号先
- 譲渡・譲受しようとする権利の内容
[許可書に記載されている内容を記入してください] の道路占用許可に基づく一切の権利
- 許可の内容 許可書に記載されている許可年月日及び許可番号を記入してください
 (1) 許可年月日及び許可番号 年 月 日 付 文土管占第 号
 (2) 占用の目的(物件) 許可書に記載されている占用の目的(物件)を記入してください
 (3) 占用の数量 許可書に記載されている占用の数量を記入してください
 (4) 許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで
許可書に記載されている許可の期限を記入してください
- 譲渡・譲受の理由

譲渡・譲受の理由を記入してください

※ 記入注意事項

- ・ 譲渡人、譲受人が各々代表者印を押印し、道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可書2部(代表者印押印済)と一緒に提出してください。
- ・ 申請年月日は、窓口で記入してください。
- ・ 譲渡人の氏名、住所、電話は、道路占用許可書に記載されている住所、氏名を記入し、道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可書に押印した代表者印と同じ代表者印を押印してください。
- ・ 譲受人の氏名、住所、電話は、[]書きに留意して記入し、代表者印を押印してください。また、電話番号は、事務所の電話番号を記入してください。
- ・ 譲渡・譲受しようとする権利の設定されている場所は、許可書に記載されている場所を記入してください。
- ・ 元号は、プルダウン入力できます。
- ・ 道路占用許可の内容に変更がある場合は、事前にお問合せください。

本申請を別紙のとおり許可する。		保存期間 3年	第三者請求			自己請求			起案	令和 年 月 日				
管理課長	道路占用係	担当者	公 印	行政情報 管 理 補 助 者	全 公	一 非	時 非	全 非	全 公	一 非	時 非	全 非	決定	令和 年 月 日
※ ここは、記入しません。														
自己請												済・未		
全 公	一 非	時 非	全 非	本人直接収集	条例第8条第1項			号	台帳処理		済・未			
				本人以外収集	条例第8条第2項			号						
条例第16条				目的外使用	同意・	条例第14条第2項第		号	台帳処理		済・未			
第3項第 号				非開示の理由・箇所	解除期日									

道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可書

記入例

※ 記入注意事項

※ ここは、記入しません

文土管占第 号

※ 自動転写

譲渡人 住所名 東京都千代田区千代田町1番1号
氏名 千代田太郎
電話 03 (1111) ****

譲受人 住所名 東京都文京区文京町1番1号
氏名 文京太郎
電話 03 (2222) ****

※ 代表者印

- ・道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可書は2部印刷して、譲渡人、譲受人の代表者印を各々押印し、道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受許可申請書(代表者印押印済)と一緒に、2部提出してください。
- ・記入する箇所は、ありません。申請書に入力したときに自動転写されます。
- ・日付の箇所は、記入しません。
- ・道路占用許可の内容に変更がある場合は、事前にお問合せください。

令和 年 月 日付で申請のあった道路占用許可に基づく権利の譲渡・譲受については文京区道路占用規則第11条の規定に基づき、下記により許可する。

令和 年 月 日

※ 日付の箇所は、記入しません

文京区長 成澤 廣 修

記

※ 許可書に記載されている場所

1 譲渡・譲受しようとする権利の設定されている場所

文京区 春 日 一 丁目 16 番 21 号先

2 譲渡・譲受しようとする権利の内容

※ 自動転写

[※ 許可書に記載されている内容を記入してください] の道路占用許可に基づく一切の権利

3 許可の内容

申請書に記載されているとおり。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文京区長に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、文京区を被告として(訴訟において文京区を代表する者は文京区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算してあっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過6箇月以内です。)請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。